

総合海洋政策本部参与会議（第 28 回）議事概要

◆日時：平成 28 年 6 月 3 日（金）10 時 30 分～12 時 00 分

◆場所：中央合同庁舎 4 号館 2 階 共用第 3 特別会議室

◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●で示す。）

1. 開会

各参与より自己紹介がなされた。

会議規則第 1 条 1 項に基づき、宮原参与が座長に選出された。

宮原座長が高島参与を座長代理に指名した。

2. 参与会議の審議スケジュールについて

資料 1 について、了承された。

3. 最近の海洋政策をめぐる動向

資料 2-1～資料 5 に基づき、また、海の日に関連するイベントについて、事務局から説明があった。資料 6 に基づき、内閣府から説明があった。

以下、意見交換。

- 海の日に関連して、横浜市でもイベントがある。よろしくお願いしたい。
- SIP に係る官民連携について。企業等は、それぞれの目的ごとに AUV を独自に作っているが、実際に出来る製品には大きな差は無いのが現状。そういうことについて網掛けをすることで、良い方向に向くのではないか。
海の日について。晴海のイベントではもっと様々な業種の船がそろうと良いのではないか。また、日本全国の海洋少年団の構成員が少なくなっているのが問題となっている。海の日にこういう団体もアピールできる機会があると良い。
- 自民党の EEZ に関する法整備の検討について。今後のスケジュール感や、中身に対する国際的な問題点についての討議を教えて欲しい。
- スケジュール感について。第 190 回国会期間中に、資料 3-2 の要綱を作成したところ。自民党では、次の国会で成立させるべく、対応されていると聞いている。また、論点について、関係者から意見等をヒアリングしたいとのこと。
国際的な観点からの論点等について。昨年 10 月から数回のワーキンググループ(WG)

が開催されており、その場において、当事務局、外務省、関係省庁等から論点や実効性を高めるための意見等をお伝えしている。先生方は、政治的に強い意思を以て取り組んでおられるところ。

- EEZ 及び大陸棚に係る我が国の権益確保に関する法律案について 2 点コメントしたい。

1 点目は、沿岸国という立場から、日本が EEZ についてどういう権益を確保していくか、ということを明確にすることは非常に重要である。漁業については、すでに国連海洋法条約に基づく国内法が出来ているが、漁業以外の沿岸国の権利や、その権利の侵害への対応についての明確な立場が、立法という形では定められていない。ただし、この法律案が対象とする項目は、国際法の観点からのお話しがあったように、国連海洋法条約で定めていないものが非常に多い。国連海洋法条約が定めていない事柄について我が国が国内法を制定することは、資料 3-1 の目的に記述されているとおり、国際的な秩序の形成及び発展に貢献するものでなければならない。このことは逆に言えば、国際社会の国家実行に照らし合わせた相場観をつかむ必要がある。東シナ海の 2 国間の関係だけを睨んで国内法を定めてしまうと、我が国の国内法が国際社会にとって妥当なのかどうか、国際的な目に晒されることとなる。

2 点目は、我が国は伝統的に、海洋科学調査は基本的に自由であるという立場を取つてきている。沿岸国であると同時に、海洋科学調査立国であるという立場を踏まえた規制を考えなければならない。そうでなければ逆に、我が国の海洋科学調査に対して、諸外国から縛りを受ける事になりかねない。

4. 平成 28 年度参与会議プロジェクトチーム（PT）について

資料 7 に基づき、事務局から説明があった。

古庄参与から、参与会議の進め方に関して、①政府の取組に関するフォローアップに速やかに着手することが重要、②次期基本計画に関する議論を早急に開始すべき（PT 設置による検討も考慮）との意見があった。

以下、意見交換。

- 次期海洋基本計画に関して議論する場を作るという提案に賛成する。ただし、PT 同士の連携を進めなければ次期海洋基本計画に結びつかないと思われ、PT としての取組は難しいかもしれないが、何らかの形で参与会議として取りあげるべき課題だと思う。
- 前年度の報告が多岐に渡っている事に加え、今年度も 4PT が立ち上がることとなり、また SIP 等で新しい知見も得られている。次期海洋基本計画の取りまとめには、かなりの整理が必要であり、前回よりも時間がかかるのではないか。参与全員で取り組むのは

困難な点もあるかと思い、PT 主査等、ある程度メンバーを絞って議論した方が良いのではないか。

- 「海洋観測の強化に必要な活動を特定する PT」における「活動を特定する」の意は。
- 資料 2-1 のつくばコミュニケーションの内容に基づいた仮称である。PT の名称や、具体的な検討内容については、参画される参与の皆様でご議論頂きたい。
- 資料 2-1、2-2、及び総理の記者会見中に述べられた海洋調査に関する内容に関連している。G7 の成果について、日本が国際社会にどのように寄与していくかということに関係し、海洋調査を PT で取りあげたいという参与の希望がある。このことに関連し、宇宙との関連や、横串の議論についても問題となると思われる。
- それでは、今年度の PT を資料 7 の 4 つとしたい。
各 PT の主査を指名する。「新海洋産業振興・創出 PT」は高島参与、「海域の利用の促進等の在り方 PT」は兼原参与、「海洋観測の強化に必要な活動を特定する PT」は古庄参与、「総合的沿岸域環境管理の在り方 PT」は佐藤参与にそれぞれお願いしたいが、いかがか。
- 参与一同、異議なし。
- それぞれの PT のメンバー及び名称を確定のうえ、速やかに審議を開始して欲しい。

議論を経て、次期海洋基本計画の議論については、座長より、①多くの参与が出席可能な形で、参与会議のスケジュールを踏まえつつ、事務局と相談の上、連絡したい、②自らも参加し、遅れることのないよう取り組んでいきたい旨、取りまとめる発言があった。

5. その他

- PT の立ち上げの手続をこれから進める。先ずは、参与におかれでは、どの PT に参画されるかのご意思を事務局から確認させて頂く。
- 次回の参与会議は 7 月中で調整したい。また会議時間について、2 時間程度を確保したいので、ご協力願いたい。

以上